

平成 28 年度版 口腔外科関連 点数早見表

(公社) 日本口腔外科学会 社会保険委員会

記) 赤字は平成 28 年 4 月 1 日に新設、増点項目、青字は減点項目

— 基本診療料 —

A000 初診料	
1 歯科初診料	234 点
2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 (歯科医師が常勤 2 名以上)	282 点
5 乳児加算及歯科診療特別対応加算 (6 歳未満)	40 点
6 歯科診療特別対応加算 (円滑適応技法導入加算)	175 点 250 点
9 歯科外来診療環境体制加算 [外来環][施設基準]	25 点
10 歯科診療特別対応連携加算 (月 1 回)	100 点
A002 再診料	
1 歯科再診料	45 点
2 地域歯科診療支援病院歯科再診料	72 点
3 6 歳未満 加算	10 点
4 歯科診療特別対応加算	175 点
8 再診時歯科外来診療環境体制加算 [再外来環]	5 点
10 明細書発行体制等加算	1 点
医科 A204 支援病院入院診療加算 (入院初日)	1,000 点
医科 A204-2 臨床研修病院入院診療加算 (入院初日)	
1 単独型又は管理型	40 点
2 協力型	20 点
医科 A205 救急医療管理加算 (1 日につき)	
1 救急医療管理加算 1	900 点
2 救急医療管理加算 2	300 点
医科 A206 在宅患者緊急入院診療加算	
1 在宅支援診療所、病院の場合	2,500 点
2 連携医療機関の場合	2,000 点
3 1 及び 2 以外の場合	1,000 点
医科 A207 診療録管理体制加算 (入院初日)	
1 診療録管理体制加算 1	100 点
2 診療録管理体制加算 2	30 点
医科 A208 乳幼児加算・幼児加算・・・(多数あり)	
医科 A233-2 栄養サポートチーム加算 (週 1 回)	200 点
医科 A234 医療安全対策加算 (入院初日)	
1 医療安全対策加算 1	85 点
2 医療安全対策加算 2	35 点
医科 A234-2 感染防止対策加算 (入院初日)	
感染防止対策加算 1	400 点
感染防止対策加算 2	100 点
医科 A236 褥瘡ハイリスクケア患者加算 (入院中 1 回)	500 点
A250 地域歯科診療支援病院入院加算 (入院初日)	300 点
医科 A310 緩和ケア病棟入院料 (1 日につき)	
1 30 日以内の期間	4,926 点
2 31 日以上 60 日以内の期間	4,400 点
3 61 日以上の期間	3,300 点
医科 A400 短期滞在手術基本料 (要件多数あり)	

— 医学管理等 —

B000-4 歯科疾患管理料	
1 1 回目 (初診月から 2 月以内に限り)	100 点
文書提供時	+ 10 点
2 2 回目以降	100 点
文書提供時	+ 10 点
* 周術期口腔機能管理料 I, II, III 終了翌月以降	100 点 + 10 点
(算定月の翌月以降算定可能)	
* 周術期口腔機能管理料算定した場合、他の管理料算定には制限があり。確認必要	
B000-5 周術期口腔機能管理計画策定料	300 点
B000-6 周術期口腔機能管理 (I)	
1 手術前	280 点
2 手術後	190 点
注 1 手術前は 1 回限り、術後 3 月以内に 3 回算定できる	
注 2 他の指導管理料は算定できない規定	
B000-7 周術期口腔機能管理料 (II)	
1 手術前	500 点
2 手術後	300 点

対象手術追加：骨髄移植手術	
注 1 手術前 1 回、手術後 3 月以内に月 2 回に限り算定できる	
注 2 他の歯科医学管理料は算定できない規定	
B000-8 周術期口腔機能管理料 (III)	190 点
注 1 放射線治療又は化学療法中 (予定も含む) および緩和ケアを実施する患者の口腔機能管理開始から月 1 回に限り算定できる	
注 2 他の歯科医学管理料は算定できない規定	
B001-2 歯科衛生実地指導料 1	80 点
歯科衛生実地指導料 2	100 点
B002 歯科特定疾患療養指導料 (月 2 回)	150 点
B003 特定薬剤治療管理料 (対象薬剤に留意)	470 点
B004 悪性腫瘍特異物質治療管理料	
□ その他のもの (腫瘍マーカー検査)	
(1) 1 項目の場合	360 点
(2) 2 項目以上	400 点
B004-1-2 がん性疼痛緩和指導管理料 (月 1 回)	
1 研修を受けた歯科医師による場合	200 点
2 1 以外の場合	100 点
B004-1-3 がん患者指導管理料	
1 歯科医師と看護師が共同	500 点
2 歯科医師もしくは看護師	200 点
3 歯科医師もしくは薬剤師	200 点
B004-1-4 入院栄養食事指導料 (週 1 回)	
1 入院栄養食事指導料 1	
イ 初回	260 点
ロ 2 回目	200 点
2 入院栄養食事指導料 2	
イ 初回	250 点
ロ 2 回目	190 点
B004-1-5 外来緩和ケア管理料	300 点
B004-1-6 外来リハビリテーション診療料	
1 外来リハビリテーション診療料 1	72 点
2 外来リハビリテーション診療料 2	109 点
B004-1-7 外来放射線照射診療料	292 点
B004-2 手術前医学管理料	1,192 点
B004-3 手術後医学管理料 (1 日につき)	
1 病院の場合	1,188 点
2 診療所の場合	1,056 点
B004-6 歯科治療総合医療管理料 (I)	140 点
(他院医科からの依頼のあった患者に監視した場合)	
B004-6-2 歯科治療総合医療管理料 (II)	45 点
(高血圧、心疾患、脳血管障害のある患者に対して、血圧、脈拍、SpO2 を監視した場合)	
B006-3 がん治療連携計画策定料	
1 がん治療連携計画策定料 1	750 点
2 がん治療連携計画策定料 2	300 点
B006-3-3 がん治療連携管理料	
1 がん診療連携拠点病院の場合	500 点
2 地域がん診療病院の場合	300 点
3 小児がん拠点病院の場合	750 点
B008 薬剤管理指導料 (種々加算あり)	
1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合	380 点
2 1 以外の患者に対して行う場合	325 点
B008-2 薬剤総合評価調整管理料	250 点
(診療情報提供料)	
B009 診療情報提供料 (I)	250 点
B010 診療情報提供料 (II)	
(*セカンドオピニオン)	500 点
B011-3 薬剤情報提供料	10 点
B011-4 退院時薬剤情報管理指導料	90 点
B012 傷病手当金意見書交付料	100 点
B013-3 広範囲顎骨支持型補綴物管理料 (1 口腔につき)	480 点
B014 退院時共同指導料 1	
1 在宅療養支援歯科診療所 (届け出必要)	900 点
2 1 以外の場合	500 点
B015 退院時共同指導料 2	400 点

B017 肺血栓塞栓症予防管理料	305 点
B018 医療機器安全管理料 (一連につき)	
— 放射線治療計画に基づく治療 —	1,100 点

— 検査 —

D012 舌圧検査 (1 回につき、月 2 回まで)	140 点
医科 通則 時間外緊急院内検査加算	200 点
外来迅速検体検査加算 1 項目	10 点
5 項目まで	
医科 D018 細菌培養同定検査	
1 口腔、気道又は呼吸器	160 点
3 血液又は穿刺液	210 点
5 その他の部位	160 点
6 簡易培養検査	60 点
注 嫌気性培養加算	118 点
医科 D019 細菌薬剤感受性検査	
1 1 菌種	170 点
2 2 菌種	220 点
3 3 菌種以上	280 点
医科 D019-2 酵母様真菌薬剤感受性検査	150 点
医科 D025 基本的検体検査実施料 (入院) 1 日につき 4 週間以内	140 点
4 週間超	110 点
医科 D251 音声言語医学的検査	
2 音響分析	450 点
3 音声機能検査	450 点
医科 D254 電気味覚検査 (一連につき) (濾紙ディスク法)	300 点
医科 D291 皮内反応検査	
1 21 ケ所以内 (1 ケ所につき)	16 点
2 22 ケ所以上 (1 連につき)	350 点
薬剤料は医科 D500 により算定	

< 内視鏡検査 >

医科 D298 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部 ファイバースコープ (一連につき)	600 点
医科 D298-2 内視鏡下嚥下機能検査	600 点
医科 D300-2 顎関節鏡検査 (片側)	1,000 点

< 診断穿刺・検体採取料 >

* 1 手術時算定不可	
* 2 6 歳児未満加算注意	
医科 D400 血液採取 (1 日につき)	
1 静脈	25 点
2 その他	6 点
* 6 歳未満の乳児加算	20 点
医科 D405 関節穿刺 (片側)	100 点
医科 D406 上顎洞穿刺 (片側)	60 点
医科 D409 リンパ節穿刺又は針生検	200 点
医科 D417 組織試験採取	
1 皮膚・筋肉・皮下	500 点
2 骨・骨盤・脊椎	2,300 点
5 鼻・副鼻腔	400 点
6 口腔	400 点
7 咽頭・喉頭	650 点
医科 D419 その他の検体採取	
3 動脈血採取 (1 日につき)	50 点

— 画像診断 —

通則	
4 時間外緊急院内画像診断加算	110 点

— 診断料 —

E000 写真診断	
3 歯科用 3 次元 X 線断層撮影	450 点
4 造影剤使用撮影	72 点

— 撮影料 —

E100 歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織	
3 歯科用 3 次元エックス線断層撮影	

(一連につき)	600点
4 造影剤使用撮影	
イ アナログ撮影	148点
ロ デジタル撮影	150点
注 3について造影剤使用した際は500点を加算	
E101 造影剤注入手技	120点
(関節腔、上顎洞、唾液腺)	

— 注射料 —

* 外来化学療法加算【外化】は医科診療報酬点数を参照	
G003 抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入(1日につき)	
【外化】	
(埋入型カテーテル等で局所持続注入)	165点
* J099-2 抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入用	16,640点
埋入型カテーテル設置(材料費含む)	
G005-2 中心静脈注射用カテーテル挿入	1,400点
G005-3 末梢留置型中心静脈注射カテーテル挿入	700点

— リハビリテーション —

* 掲載外の特種なリハビリテーション料は当局の内儀により算定する。
* 実施に当たっては機能訓練の内容の要点及び開始時間と終了時間を記載する

H000 脳血管疾患等リハビリテーション料	
1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)(1単位)	245点
2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)(1単位)	200点
3 脳血管疾患等リハビリテーション料(III)(1単位)	100点

注4 発症、手術、急性増悪から180日を超えて行った場合は別点数。月13単位を限度として算定。

H001 摂食機能療法(1日につき)	185点
(30分以上、月4回が限度)	
治療開始日から起算して3月以内は1日につき算定	

H001-2 歯科口腔リハビリテーション料 1	
(1口腔につき)	
1 有床義歯の場合	
イ 口以外の場合	100点
ロ 困難な場合	120点
2 舌接触補助床の場合	190点
3 その他の場合	185点

H001-3 歯科口腔リハビリテーション料 2	
(1口腔につき)	50点
(月1回を限度)	
顎関節治療用装置を装着した患者に対するもの	

H002 障害児(者)リハビリテーション料(1単位)	
1 6歳未満の患者の場合	225点
2 6歳以上18歳未満の患者の場合	195点
3 18歳以上の患者の場合	155点

H003 がん患者リハビリテーション料(1単位)	
(施設基準あり)	205点

H008 集団コミュニケーション療法(1単位)	50点
開口訓練(歯点解 253頁(4))	
医科 H002 運動器リハ料(II)(1単位)	170点
顎関節疾患のマイオモニター治療(歯点解 253頁(3))	
医科 H002-3 運動器リハ料(III)(1日1回)	85点

— 処置 —

I009 外科後処置	
1 口腔内外科後処置(1回につき)	22点
2 口腔外外科後処置(1回につき)	22点
(J084-4 通則(6)後出血処置 470点)再掲あり	
(J084-2-6 通則(5)後出血処置(小児) 500点)	
再掲あり	

I009-2 創傷処置	
1 100平方センチ未満	45点
2 100平方センチ以上500平方センチ未満	60点
3 500平方センチ以上	90点
I009-3 歯科ドレーン法(ドレナージ)	50点
(持続的吸引を行った場合)	
I009-4 上顎洞洗浄(片側)	55点
I009-5 口腔内分泌物吸引(1日につき)	48点
(月2回を限度)	
I016 線副子(1顎につき)	650点
I017 床副子	

1 簡単なもの	650点
2 困難なもの(オブジュレーター可)	1,500点
3 著しく困難なもの	2,000点
4 摂食機能の改善を目的とするもの(舌接触補助床)	
イ 新たに製作した場合	2,000点
ロ 旧義歯を用いた場合	500点

I017-2 床副子調整・修理(1口腔につき)	
1 床副子調整	
イ 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合(1回を限度)	120点
ロ イ以外の場合	220点
2 床副子修理	234点

I017-3 顎外固定	
1 簡単なもの	600点
2 困難なもの	1,500点

I023 心身医学療法	
1 入院中の患者	150点
2 入院中の患者以外の患者	
イ 初診時	110点
ロ 再診時	80点

I024 鼻腔栄養(1日につき)	60点
I025 酸素吸入(1日につき)	65点
I026 高気圧酸素治療(1日につき)	200点

I029 周術期専門的口腔衛生処置(1口腔につき)	92点
注1 周術期口腔機能管理料(I)(II)を算定	
注2 周術期口腔機能管理料(III)を算定した日の属する月において、月1回を限度として算定する	

— 手術 —

* 加算点数、【揭示】、【郭清】、複数手術等については診療報酬点数表を参照。
* HIV抗体陽性の患者観血手術加算 4,000点
* MRSA,HBs,HBe,結核菌排菌患者加算 1,000点
* 神経移植、骨移植術若しくは植皮術と他の手術との併施は、それぞれの所定点数を合算し算定可
* 植皮術に先立ち皮膚弁を作成した場合は区分J091を1回、別に算定可

— 手術料 —

◇ ()内は準用ないしは通則を示す

J000 抜歯手術(1歯につき)	
1 乳歯	130点
2 前歯	150点
3 臼歯	260点
4 埋伏歯	1,050点
注1 2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定点数に加算する。	
2 4については完全埋伏歯(骨性)又は水平埋伏智歯に限り算定	
3 4については下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合は、所定点数に100点を加算	
4 小帯等を切除して開窓術(J027 通則(1)ハ 小帯等を切除して開窓術を行った場合)	560点
5 歯槽骨処理を要する開窓術(J043-1 通則(2)萌出困難な歯に対して開窓術(歯槽骨および被覆粘膜を切除する手術)を行った場合は、「1直径3センチメートル未満」により算定する)	2,820点
* 1で乳臼歯の歯根が後継永久歯の歯冠を包み、乳歯根分離をして抜歯する場合、及び癒着で骨開さくまたは分離を行う場合に限っては算定して差し支えない。	210点

J000-2 歯根分割掻爬術	260点
J000-3 上顎洞陥入歯除去術	
1 抜歯窩から行う場合	470点
2 犬歯窩開さくにより行う場合	2,000点
下顎智歯の口腔外よりの摘出(J033-2 通則(2))	4,380点
口腔底迷入下顎智歯の除去術(J015-2)再掲あり	5,230点

J001 ヘミセクション(分割抜歯)	470点
J002 抜歯窩再掻爬手術	130点
J003 歯根嚢胞摘出手術【複数J004】	
1 歯冠大のもの	800点
2 拇指頭大のもの	1,350点
3 鶏卵大のもの	2,040点

J004 歯根端切除手術(1歯につき)	
注 歯根端閉鎖の費用を含む(顎骨内異物除去を含む)	1,350点
1 2以外の場合	
2 歯科CT撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合(施設基準の届け出必要)	2,000点
J004-2 歯の再植術	1,300点
外傷性に限り算定する	
J004-3 歯の移植手術	1,300点
自家移植を行った場合に限る(抜歯と同時に抜去した埋伏歯又は智歯を移植した場合)	

J006 歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術(1歯につき)	110点
J007 顎骨切断端形成術	4,400点
(顎補綴に向けた二次的断端整形)	
J008 歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)	
1 軟組織に局限するもの	600点
2 硬組織に及ぶもの	1,300点
J009 浮動歯肉切除術(義歯性線維腫を含む)	
1 3分の1顎程度	400点
2 2分の1顎程度	800点
3 全顎	1,600点

J010 顎堤形成術	
1 簡単なもの(口腔前庭拡張手術)	3,000点
(1顎につき)	
2 困難なもの	4,000点
(2分の1顎未満)	
3 困難なもの	6,500点
(2分の1顎以上)	

* 2,3は二次的再建にあたり算定
* 口腔内よりの骨採取、人工骨挿入は算定不可。

J011 上顎結節形成術	
1 簡単なもの(過高結節部の削去)	2,000点
2 困難なもの(結節部の形成)	3,000点
注 両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を加算	
J012 おとがい神経移動術	1,300点
注 両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を加算	

J013 口腔内消炎手術(手術要点のカルテ記載必須)	
1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等	120点
2 歯肉膿瘍等	180点
3 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等	230点
4 顎炎又は顎骨髄炎等	
イ 3分の1顎未満	750点
ロ 3分の1顎以上	2,600点
ハ 全顎にわたるもの	5,700点

J014 口腔底膿瘍切開術	700点
J015 口腔底膿瘍摘出術	6,800点
J015-2 口腔底迷入下顎智歯の除去術(再掲)	5,230点
J016 口腔底悪性腫瘍手術【郭清】	28,140点
顎部郭清術単独の場合(医科K627-2)	20,080点

J017 舌腫瘍摘出術	
1 粘液嚢胞摘出術	1,220点
2 その他のもの	2,940点
J017-2 甲状舌管嚢胞摘出術	8,520点
J018 舌悪性腫瘍手術【揭示】【郭清】	
1 切除	22,010点
2 亜全摘	75,070点

J019 口蓋腫瘍摘出術	
1 口蓋粘膜に局限するもの	520点
2 口蓋骨に及ぶもの	8,050点
J020 口蓋混合腫瘍摘出術	5,600点
J021 口蓋悪性腫瘍手術	
1 切除(単純)	5,600点
2 切除(広汎)【郭清】	18,000点

J022 顎・口蓋裂形成手術	
1 軟口蓋のみのもの	14,520点
2 硬口蓋に及ぶもの	24,170点
3 顎裂を伴うもの	
イ 片側	25,170点
ロ 両側	31,940点
(腸骨海綿骨移植は「J063-2」加算)	

M025-1 ホッツ床 通則(6)3回まで	1,500点
J023 歯槽部骨皮質切離術(コルチコトミー)	
1 6歯未満	1,700点
2 6歯以上	3,400点

J024 口唇裂形成手術(片側)	
1 口唇のみの場合	13,180点
2 口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810点

3 鼻腔底形成を伴う場合	24,350 点
J024-2 口唇裂形成手術 (両側)	
1 口唇のみの場合	18,810 点
2 口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790 点
3 鼻腔底形成を伴う場合	36,620 点
J024-3 軟口蓋形成手術	9,700 点
(いびきに対する軟口蓋形成手術)	
J024-4 鼻咽腔閉鎖術	23,790 点
J026 舌繫痕性短縮矯正術	2,650 点
J027 頬, 口唇, 舌小帯形成術	560 点
* 頬、口唇、舌小帯形成術の取扱において、2分の1顎の範囲内における口唇小帯と頬小帯の形成術を同時に行った場合は、2箇所として算定できる。	
J028 舌形成手術 (巨舌症手術)	7,590 点
J030 口唇腫瘍摘出術	
1 粘液嚢胞摘出術	910 点
2 その他のもの	3,050 点
J031 口唇悪性腫瘍手術【郭清】	33,010 点
J032 口腔, 顎, 顔面悪性腫瘍切除術【揭示】【郭清】	108,700 点
J033 頬腫瘍摘出術	
1 粘液嚢胞摘出術	910 点
2 その他のもの	4,380 点
J034 頬粘膜腫瘍摘出術	4,460 点
J035 頬粘膜悪性腫瘍手術【郭清】	26,310 点
J036 術後性上顎嚢胞摘出術	
1 上顎に限局するもの	6,660 点
2 篩骨蜂巣に及ぶもの	14,500 点
J037 上顎洞口腔瘻閉鎖術	
1 簡単なもの	150 点
2 困難なもの	1,000 点
* 陳旧性又は減張切開を要するもの	
3 著しく困難なもの	5,800 点
* 腫瘍切除後など、主に再建を要する穿孔	
* J091 から J097 までの手術を併せ行った場合は、所定点数 100 分の 50 加算	
J038 上顎骨切除術	15,310 点
J039 上顎骨悪性腫瘍手術【揭示】	
1 搔爬	7,640 点
2 切除【郭清】	34,420 点
3 全摘【郭清】	68,480 点
J040 下顎骨部分切除術	14,940 点
J041 下顎骨離断術	27,140 点
J042 下顎骨悪性腫瘍手術【郭清】	
1 切除	40,360 点
2 切断	53,830 点
(エナメル上皮腫の手術は、上記 1、2 より算定)	
J043 顎骨腫瘍摘出術 (歯根嚢胞を除く)【複数 J000, J004】	
1 長径 3 cm 未満	2,820 点
歯槽骨処理を要する開窓術 (萌出困難歯) 通則 (2) 再掲	
2 長径 3 cm 以上	11,160 点
J044 顎骨嚢胞開窓術	2,040 点
J045 口蓋隆起形成術	2,040 点
イ 義歯装着時の障害となる場合	
ロ 咀嚼または発音に際して著しい障害となる場合	
J046 下顎隆起形成術	1,700 点
注 両側同時に行った場合、所定点数の 100 分の 50 に相当する点数を加算	
イ 義歯装着時の障害となる場合	
ロ 咀嚼または発音に際して著しい障害となる場合	
J047 腐骨除去手術	
1 歯槽部に限局するもの	600 点
2 顎骨に及ぶもの	
イ 片側の 3 分の 1 未満	1,300 点
ロ 片側の 3 分の 1 以上	3,420 点
J048 口腔外消炎手術	
1 骨膜下膿瘍、皮下膿瘍、蜂窩織炎等	
イ 2 cm 未満	180 点
ロ 2 cm 以上 5 cm 未満	300 点
ハ 5 cm 以上	750 点
2 顎炎又は顎骨髄炎	
イ 1/3 顎以上の範囲のもの	2,600 点
ロ 全顎にわたるもの	5,700 点
J049 外歯瘻手術	1,500 点
J050 歯性扁桃周囲膿瘍切開手術	870 点
J051 がま腫切開術	820 点
J052 がま腫摘出術	5,950 点
J053 唾石摘出術	
1 表在性のもの	640 点
2 深在性のもの	3,770 点
3 腺体内に存在するもの	6,550 点

注 2 及び 3 について内視鏡を用いた場合は、1,000 点を所定点数に加算する	
J054 舌下腺腫瘍摘出術	5,990 点
J055 顎下腺摘出術	9,670 点
J056 顎下腺腫瘍摘出術	9,480 点
J057 顎下腺悪性腫瘍手術【郭清】	33,010 点
J059 耳下腺腫瘍摘出術	
1 耳下腺浅葉摘出術	27,210 点
2 耳下腺深葉摘出術	34,210 点
J060 耳下腺悪性腫瘍摘出術【揭示】【郭清】	
1 切除	33,010 点
2 全摘	44,020 点
J061 唾液腺膿瘍切開術	900 点
J062 唾液腺管形成術	11,360 点
J063 歯周外科手術 (1 歯につき)	
1 歯周ポケット搔爬術	80 点
2 新付着手術	160 点
3 歯肉切除手術	320 点
4 歯肉剥離搔爬手術	630 点
5 歯周組織再生誘導手術 (GTR)	
イ 1 次手術	840 点
(吸収性または非吸収性膜の固定を伴うもの)	
ロ 2 次手術	380 点
(非吸収性膜の除去)	
(J063 項目には加算ならびに施設基準の注有り)	
6 歯肉歯槽粘膜形成手術	
イ 歯肉弁根尖側移動術	600 点
ロ 歯肉弁歯冠側移動術	600 点
ハ 歯肉弁側方移動術	770 点
ニ 遊離歯肉移植術	770 点
ホ 口腔前庭拡張術	2,820 点
J063-2 骨移植術 (軟骨移植術を含む)	
1 自家骨移植	
イ 簡単なもの	1,780 点
ロ 困難なもの	14,030 点
2 同種骨移植 (生体)	23,890 点
3 同種骨移植 (非生体)	
イ 同種骨移植 (特殊なもの)	24,370 点
ロ その他の場合	21,050 点
注 骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
J063-3 骨 (軟骨) 組織採取術	
1 腸骨翼	3,150 点
2 その他のもの	4,510 点
注 2 については口腔内から組織採取を行った場合を除く	
J065 歯槽骨骨折非観血的整復術	
1 1 歯又は 2 歯にわたるもの	680 点
2 3 歯以上にわたるもの	1,300 点
J066 歯槽骨骨折観血的整復術【複数 J004-2】	
1 1 歯又は 2 歯にわたるもの	1,300 点
2 3 歯以上にわたるもの	2,700 点
J067 上顎骨折非観血的整復術	1,570 点
J068 上顎骨折観血的手術【複数 J004-2】	15,220 点
J069 上顎骨形成術【揭示】	
1 単純な場合	23,240 点
2 複雑な場合及び 2 次的再建の場合	45,510 点
3 骨移動を伴う場合	72,900 点
注 1 1 について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000 点を所定点数に加算する	
3 は施設基準、先天異常に対して行われる場合のみ	
J070 頬骨骨折観血的整復術	15,090 点
(頬骨または頬骨弓骨折)	
J070-2 頬骨変形治療骨折矯正術【揭示】	38,610 点
J071 下顎骨折非観血的整復術	1,240 点
注 連続した歯に対して三内式線副子以上の結紮法を行った場合は所定点数に 650 点を加算 (装着料 30 点)	
J072 下顎骨折観血的手術【複数 J004-2】	
1 片側の場合	13,000 点
2 両側の場合	27,320 点
J072-2 下顎関節突起骨折観血的手術	
1 片側	28,210 点
2 両側	47,020 点
J073 口腔内軟組織異物 (人工物) 除去術	
1 簡単なもの	30 点
2 困難なもの	
イ 浅在性のもの	680 点
ロ 深在性のもの	1,290 点
3 著しく困難なもの	4,400 点
J074 顎骨内異物 (挿入物を含む) 除去術	
1 簡単なもの (IMF スクリューなど)	
イ 手術範囲が 2 分の 1 顎未満の場合	850 点

ロ 手術範囲が全顎にわたる場合	1,680 点
2 困難なもの	
イ 手術範囲が 2/3 顎程度未満の場合	2,900 点
ロ 手術範囲が全顎にわたる場合	4,180 点
「1 簡単なもの」は金属線又はスクリューの除去	
「2 困難なもの」は骨体固定金属板の撤去	
滑面板の撤去 (I019-2)	32 点
整復装置の除去 (I019-2)	32 点
* 3 分の 1 顎を単位として算定	
J075 下顎骨形成術	
1 おとがい形成	6,490 点
(複数手術に係わる特例あり)	
2 短縮又は伸長	25,660 点
注 両側を同時に行った場合は、所定点数に 3,000 点を加算	
3 再建の場合	43,300 点
4 骨移動を伴う場合	54,210 点
J075-2 下顎骨延長術	
1 片側	25,660 点
2 両側	40,150 点
J076 顔面多発骨折観血的手術【揭示】	39,700 点
J077 顎関節脱臼非観血的整復術 (片側)	410 点
J078 顎関節脱臼観血的手術	26,210 点
J079 顎関節形成術	40,870 点
J080 顎関節授動術	
1 徒手的授動術	
イ パンピングを併用した場合	990 点
ロ 関節腔洗浄療法を併用した場合	2,000 点
2 顎関節鏡下授動術	8,770 点
3 開放授動術	25,100 点
(癒着性顎関節強直症、筋突起過長、咀嚼筋腱・腱膜過形成症手術は 3 により算定する)	
J081 顎関節円板整位術	
1 顎関節鏡下円板整位術	20,690 点
2 開放円板整位術	27,300 点
J082 歯科インプラント摘出術 (1 個につき)	
1 人工歯根タイプ	460 点
2 ブレードタイプ	1,250 点
3 骨膜下インプラント	1,700 点
注 骨の開さくを行った場合は、所定点数の 100 分の 50 に相当する点数を加算	
J083 顎骨インプラント摘出術 (再建材料の撤去)	
1 2 分の 1 顎未満	2,040 点
2 2 分の 1 顎以上	6,270 点
J084 創傷処理	
(口腔内、口腔外の縫合術)	
1 筋肉、臓器に達するもの (長径 5cm 未満)	1,250 点
2 筋肉、臓器に達するもの (長径 5cm 以上 10cm 未満)	1,680 点
3 筋肉、臓器に達するもの (長径 10cm 以上)	
イ 頭頸部のもの	7,170 点
(長径 20cm 以上のものに限る)	
ロ その他のもの	2,000 点
4 筋肉、臓器に達しないもの (長径 5 cm 未満)	470 点
(5) 抜歯後出血の止血は 4 で算定	
5 筋肉、臓器に達しないもの (長径 5cm 以上 10cm 未満)	850 点
6 筋肉、臓器に達しないもの (長径 10cm 以上)	1,320 点
注 1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定	
2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り 460 点を加算	
3 汚染された挫創に対して区分 J085 掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の 1 回に限り 100 点を加算	
【留】 抜歯又は等の術後、後出血を起こし簡単に止血できない場合における後出血処置の費用については、4 (長径 5 cm 未満) により算定する	
J084-2 小児創傷処理 (6 歳未満) 範囲	
1 筋肉臓器に達するもの (長径 2.5cm 未満)	1,250 点
2 筋肉、臓器に達するもの (長径 2.5cm 以上 5 cm 未満)	1,400 点
3 筋肉、臓器に達するもの (長径 5 cm 以上 10cm 未満)	1,850 点
4 筋肉、臓器に達するもの (長径 10cm 以上)	

	2,860点
5 筋肉、臓器に達しないもの (長径 2.5cm 未満)	450点
6 筋肉、臓器に達しないもの (長径 2.5cm 以上 5 cm 未満) (後出血処置) 通則 (5) 再掲	500点
7 筋肉、臓器に達しないもの (長径 5 cm 以上 10cm 未満)	950点
8 筋肉、臓器に達しないもの (長径 10cm 以上)	1,450点
* J084-2 注 2, 3 の加算は J084 創傷処理に同じ	
J084-4 通則 (6) 後出血処置 再掲	470点
J084-2-6 通則 (5) 後出血処置 (小児) 再掲	500点
J085 デブリードマン	
1 100 平方cm 未満	1,020点
2 100 平方cm 以上 3,000 平方cm 未満	2,990点
注 1 当初の 1 回に限り算定する	
2 骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については深部 デブリードマン加算として 1,000 点を加算する	
J086 上顎洞開窓術	1,300点
J086-2 内視鏡下上顎洞開窓術	3,600点
J087 上顎洞根治手術	6,660点
J087-2 上顎洞炎術後後出血止血法	6,660点
* J086,087,087-2 は内視鏡加算 (J-200-4)、 およびナビゲーション加算 (J200-5) あり	
J088 リンパ節摘出術	
1 長径 3 cm 未満	1,200点
2 長径 3 cm 以上	2,880点
J089 分層植皮術	
1 25 平方 cm 未満	3,520点
2 25 平方 cm 以上 100 平方 cm 未満	6,270点
3 100 平方 cm 以上 200 平方 cm 未満	9,000点
4 200 平方 cm 以上	25,820点
J089-2 全層植皮術	
1 25 平方 cm 未満	10,000点
2 25 平方 cm 以上 100 平方 cm 未満	12,500点
3 100 平方 cm 以上 200 平方 cm 未満	28,210点
4 200 平方 cm 以上	40,290点
J090 皮膚移植術 (生体・培養)	6,110点
注 1 生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算 定する	
2 生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出 のために要した提供者の療養上の費用として、 この表に掲げる所定点数により算定した点数 を加算する	
J090-2 皮膚移植術 (死体) 略 (点数改訂有り)	
J091 皮弁作成術・移動術・切断術・遷延皮弁術【複数】	
1 25 平方 cm 未満	3,760点
2 25 平方 cm 以上 100 平方 cm 未満	11,440点
3 100 平方 cm 以上	22,310点
J092 動脈 (皮) 弁術、筋 (皮) 弁術	41,120点
J093 遊離皮弁術 (顕微鏡下血管柄付きのもの) (遊離皮弁術に微小血管自動縫合器の使用)	2,500点
J095 複合組織移植術	17,490点
J096 自家遊離複合組織移植術 (顕微鏡下血管柄付きのもの)【掲示】 (自家遊離複合組織移植術に微小血 管自動縫合器の使用)	2,500点
J097 粘膜移植術	
1 4 平方 cm 未満	6,510点
2 4 平方 cm 以上	7,080点
J098 血管結紮術	3,130点
J099 動脈形成術、吻合術	21,700点
J099-2 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔 内持続注入用植込型カテーテル設 置【複数】	16,640点
注 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等 の材料の費用は、所定点数に含まれる	
J100 血管移植術、バイパス移植術	
1 頭、頸部動脈	55,050点
2 その他の動脈	30,290点
J100-2 中心静脈注射用植込型カテーテル 設置【複数】	10,800点
注 1 6 歳未満 300 点加算	
2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等 の材料の費用は、所定点数に含まれる	
J101 神経移植術	23,520点
J101-2 神経再生誘導術	12,640点
J102 交感神経節切除術	26,030点
J103 過長茎状突起切除術	5,880点
J104 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 (一連につき)	

1 長径 3 cm 未満の良性皮膚腫瘍	1,280点
2 長径 3 cm 未満の悪性皮膚腫瘍	2,050点
3 長径 3 cm 以上 6 cm 未満の良性又は悪 性腫瘍	3,230点
4 長径 6 cm 以上の良性又は悪性腫瘍	4,160点
注 口腔領域の腫瘍に限る	
J104-2 皮膚悪性腫瘍切除術【掲示】	
1 広汎切除	28,210点
2 単純切除	11,000点
悪性黒色腫センチネルリンパ節加算 5,000 点有り	
J105 癬痕拘縮形成術	12,660点
J106 気管切開術	2,570点
J107 気管切開孔閉鎖術	1,040点
J108 顔面神経麻痺形成術	
1 静的なもの	19,110点
2 動的なもの	64,350点
J109 広範囲顎骨支持型装置埋入術 (一顎一連につき)	
1 1 回法によるもの	14,500点
2 2 回法によるもの	
イ 一次手術	11,500点
ロ 二次手術	4,500点
注 1 施設基準、届け出有り	
2 1 および 2 のイについては 3 分の 2 顎以上の 範囲にわたる場合は所定点数に 4,000 点を加 算する	
3 唇顎口蓋裂等の先天性疾患であり、顎堤形成 不全であること。	
4 外胚葉異形成症等の先天性疾患であり、連続 した 3 分の 1 顎程度以上の多数歯欠損である こと。	
J110 広範囲顎骨支持型装置搔爬術	1,800点
注 施設基準	

— その他 —

医科 K469 頸部郭清手術 1 片側	23,060点
2 両側	34,680点
医科 K627 リンパ節群郭清術	
1 顎下部又は舌下部 (浅在性)	9,060点
2 顎部 (深在性)	20,020点
3 鎖骨上窩及び下窩	12,050点
K369 口腔組織の魚骨等の異物除去 (咽頭異物)	
1 簡単なもの	420点
2 複雑なもの	2,100点
L001-2 直線加速器による放射線治療 (一連につき)	
1 定位放射線治療の場合	63,000点
2 1 以外の場合	8,000点
L004 血液照射	110点
M025 口蓋補綴、顎補綴 (1 顎につき) (発音補整装置、濾胞性歯嚢胞摘出の口蓋板、 有床義歯に発音補助装置を付加、ホッツ床、 ラジウム照射のための特別な装置、広範囲顎 骨支持型補綴との関係)	
1 印象採得が困難なもの	1,500点
2 印象採得が著しく困難なもの	4,000点
M025-2 広範囲顎骨支持型補綴	
1 ブリッジ形態のもの (3 分の 1 顎につき)	18,000点
2 床義歯形態のもの (1 顎につき)	13,000点
注 1 補綴着手した日に算定	
N008-2 植立 (アンカースクリュー 1 本につき) * 歯科矯正関連	500点
N009-3 撤去 (アンカースクリュー 1 本につき) * 歯科矯正関連	100点

— 麻 酔 —

- * 乳幼児又は著しく歯科治療が困難な者の麻酔
100 分の 50 加算あり。
- * 未熟児、新生児、乳児又は 1 歳以上 3 歳未満
の幼児に対して全身麻酔を行った場合は、そ
れぞれ所定点数の 100 分の 200、100 分の
200、100 分の 50 又は 100 分の 20 に相当す
る点数を加算

— 麻酔料 —

K003 静脈内鎮静法 (鎮静剤、鎮痛薬使用。必要性の記載)	120点
医科 L001-2 静脈麻酔 (静脈注射用麻酔剤使用)	
1 短時間のもの	120点
2 十分な体制で行われる長時間のもの	600点
3 長時間のもの (複雑な場合)	800点

医科 L100 神経ブロック (局所麻酔剤またはボツリヌス使用)	
1 三叉神経半月神経節	1,500点
2 眼神経、上顎神経、下顎神経、舌咽神経	800点
4 眼瞼痙攣、片側顔面痙攣など (ボツリヌス毒素使用)	400点
5 星状神経節、顔面神経	340点
6 おとがい神経、舌神経、眼窩下神経、 迷走神経、副神経、横隔神経	170点
7 後頭神経、上喉頭神経	90点
医科 L101 神経ブロック (神経破壊剤使用または高周波凝固法)	
2 上顎神経、下顎神経、舌咽神経、 顔面神経	1,800点
3 眼窩上神経、眼窩下神経、 おとがい神経、舌神経、副神経	800点
4 後頭神経	340点
医科 L104 トリガーポイント注射 (1 日 1 回算定)	80点

— 病理診断 —

O 000 口腔病理診断料 (歯科診療に係わるもの)	
1 組織診断料	450点
2 細胞診断料	200点
注 1 1 については病理診断を専らとする歯科医師 又は医師が勤務する病院で作製された標本。 月 1 回算定	
2 2 については病理診断を専らとする歯科医師 又は医師が勤務する病院で作製され細胞診標 本。月 1 回算定	
3 他保険医療機関作製標本では標本作製料は算 定不可	
4 施設基準により届け出た医療機関	
イ 口腔病理診断管理加算 1	
(1) 組織診断を行った場合	120点
(2) 細胞診断を行った場合	60点
ロ 口腔病理診断加算 2	
(1) 組織診断を行った場合	320点
(2) 細胞診断を行った場合	160点
O 001 口腔病理判断料 (歯科診療に係わるもの)	150点
医科 N000 病理組織標本作製 (1 臓器)	860点
医科 N001 電子顕微鏡病理組織標本作製 (1 臓器)	2,000点
医科 N003 術中迅速病理組織標本作製 (1 手術)	1,990点
医科 N003-2 術中迅速細胞診 (1 手術)	450点
医科 N004 細胞診	
2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等による もの	190点

複数手術：50/100 加算可能

J 091	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
J 099-2	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
J 100-2	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	
J 003	歯根嚢胞摘出手術	J 004 歯根端切除手術（1 歯につき）
J 043	顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）	J 000 抜歯手術（1 歯につき）
J 043	顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）（顎骨嚢胞を摘出した場合に限る）	J 004 歯根端切除手術（1 歯につき）
J 066	歯槽骨骨折観血的整復術	J 004-2 歯の再植術
J 068	上顎骨折観血的手術	
J 072	下顎骨折観血的手術	
J 075	下顎骨形成術 1 おとがい形成の場合	J 075 下顎骨形成術 2 短縮または伸長の場合

床副子の算定方法

名称	印象採得	咬合採得	装置料	装着料	調整料	修理
止血シーネ 創面保護シーネ セルロイド床	40 点	0	650 点	30 点	0	0
サージカルガイド プレート	40 点	0	650 点	30 点	0	0
咬合挙上副子	40 点	0	1,500 点	30 点	1 ヶ月に 1 回 220 点	234 点
歯ざり防止装置 アクチバートル式 以外のもの	40 点	0	1,500 点	150 点	0	0
歯ざり防止装置 アクチバートル式 のもの	70 点	185 点	2,000 点	150 点	0	0
睡眠時無呼吸症候群の 治療用副子	228 点	280 点	アクチバートル式以外 1,500 点 アクチバートル式 2,000 点	300 点	装着後 1 ヶ月以内 1 回のみ 120 点	234 点
摂食機能療法に伴う 舌接触保護床	228 点	185 点	人口歯、鉤、バー等を含む 2,000 点	120 点	装着後 1 ヶ月以内 1 回のみ 120 点	234 点

他の副子は青本 1017 を参照

◎本表作成には万全を尽くしましたが、間違いがございましたら、口腔外科学会事務局までご連絡くださるようお願い申し上げます。
(社会保険委員会)